

滋賀県バス・タクシー生産性向上・運転士確保支援事業費補助金(R8)

Q&A

【交付申請等について】

Q1 補助申請の受付期間は、いつまでですか？

A1 概ね、令和8年9月までを目安としています。それ以降でも受付可能ですが、なるべく早期の申請をお願いします。なお、予算の上限に達した場合は早期に受付を終了する場合があります。

Q2 補助対象事業の着手日に制約はありますか？

A2 補助金を活用いただく場合は、交付決定日以降に事業に着手いただく必要があります。「事業の着手」とは、原則として、発注(契約)を指します。
なお、申請いただいた内容を審査のうえ補助金の交付決定を行います。申請いただいた内容が、必ずしも補助対象となるとは限りませんのでご注意ください。

Q3 補助対象事業は完了日に制約はありますか？

A3 補助事業は、当該年度の3月10日までに事業を完了していただく必要があります。「事業の完了」とは、原則として、支払行為を含む全ての事業上必要な行為が完了していることを指します。

Q4 申請に必要な書類は何ですか？

A4 各手続きに必要な主な提出書類は以下のとおりです。詳細や様式は交付要綱で確認してください。

■ 交付申請

- ① 様式第1号 補助金交付申請書
- ② 様式第2号 事業計画書(兼補助額計算書)
- ③ 様式第3号 魅力ある職場づくりに向けた取組計画書

■ 実績報告

- ① 様式第5号 補助金実績報告書
- ② 様式第6号 実績報告書(兼補助額計算書)
- ③ 様式第7号 魅力ある職場づくりに向けた取組報告書
- ④ その他証拠書類の写し(補助対象経費に係る領収書等)

Q5 主な運行形態区分について、「民間路線バス」、「コミュニティバス」、「デマンドタクシー」、「乗用タクシー」のうち複数の区分を運行している場合、それぞれ申請できますか？

A5 複数区分での申請はできません。複数区分の運行を行っている場合でも、「主

な」運行形態により申請可能な区分を判断いたします。

Q6 複数の事業を申請することはできますか？

A6 同じ運行形態区分内であれば、複数の事業で申請いただくことができます。

Q7 国庫補助金との併用は可能ですか？

A7 同一事業で併用することはできません。

Q8 他の県補助金との併用は可能ですか？

A8 同一事業で併用することはできません。ただし、別事業であれば併用していただくことは問題ありません。なお、関連した県の支援制度としては、中小企業を対象とした「滋賀県未来投資総合補助金」(商工政策課)等もありますので、あわせて活用をご検討いただければと思います。

Q9 「補助対象経費の取組を加速化させて実施する」とは、どのようなことを指しますか？

A9 次のような取組を加速化させて実施するをいたします。

①新たな取組

例:対面研修に追加して新たに WEB 研修も実施

今まで実施していなかった合同就職説明会へ新たに出展等

②見直しを行うなどしてより拡充して実施するもの

※採用広告日の日数や採用広告媒体の枚数を増やす取組は数量的に 1.5 倍以上の増加が必要です。

例:採用HPに新たな機能(採用促進動画)付与して機能強化の改修を実施

リクルートサイトへの求人募集期間を一か月から二か月に拡充

また、加速化により従前までの取組から経費が増加していることも要件となります。

事業の手法や数量等がただの組換で今まで実施してきた内容と同程度と判断されるものは、加速化として認めません。

※加速化として認めないもの

例:例年出展している合同就職説明会への参加(出展回数や内容が同等)

例年実施している新聞折込の時期を変える(数量等変化なし)等

【可否のイメージ(合同就職説明会の場合)】

加速化	×	○
①新たな取組	—	・新たに合同説明会に参加
②拡充・見直しして実施	例年出展しているものに参加	・例年出展しているものに加えて異なるイベントにも出展 ・例年出展しているがブース面積を広げてより多くの人数を受入 ・例年出展している内容に加えて女性職員による相談コーナーを設けるなど採用の間口を広げるような取組を実施

【可否のイメージ(WEB 広告の場合)】

加速化	×	○
①新たな取組	—	・新たに WEB 広告も実施
②拡充・見直しして実施	例年実施している LINE 広告を実施	・例年実施している LINE 広告を一か月から二か月に拡充して実施。 ・例年実施している LINE 広告に加えて X でも広告を実施。

【補助対象経費について】

Q10 従前から実施した事業と同じ内容でも補助対象になりますか？

A10 令和5年度以前から実施してきている企画やイベント等にかかる経費は対象となりません。ただし、従前実施した企画をより効果的になるよう変更した場合や、従前のイベントに関連して行う新規事業等については対象となります。(個別に県までご相談ください。)

Q11 二種免許取得のための教習経費は対象とならないのですか？

A11 資格取得費用は対象外となります。ただし、DX 研修や接遇研修といった資格取得にあたらぬ、従業員のスキルアップ研修等は対象となります。

Q12 ハード整備にあたるものは対象とならないのですか？

A12 主な運行形態区分が「民間路線バス」の区分での申請については、施設整備等のハード整備は対象となりません。

「コミュニティバス」、「デマンドタクシー」、「乗用タクシー」の区分での申請はハード整備も対象となりますが、事業の趣旨が運転士確保となりますので、単なる補修修繕は対象外とします。

項目	補助対象	内容
単なる老朽化修繕	×	破損個所をもとの用に供するように修繕を行うもの。
人材定着に資する機能強化	○	若手や女性のニーズを取り入れることや生産性を上げることなどを目的として営業所の労働環境の改善を図るもの。 →営業所の Wi-Fi 整備、営業所の共有(待機)スペース設置、営業所の冷暖房設置

Q13 「デジタル活用を軸とした多様な人材の活躍に向けた広報・研修」とは具体的に何を指しますか？

A13 SNS や WEB サイト、動画等、デジタル媒体を活用した採用広報や、DX 人材の育成研修などが対象となります。デジタル活用の要素を盛り込んでいただく必要がありますが、これと関連した実施される、女性、若年層、外国

人、高卒、中途入社等の採用、キャリア研修等、通常の取組に比べて多様な人材の登用・活躍に力を入れて実施される広報、研修、職場改善等も対象となり得ます。

【補助額の限度額について】

Q14 バス運転士数は、貸切バス運転士は含めてはいませんか？

A14 貸切バスの運転士は含められません。乗合バスと兼務されている場合は、計上いただける可能性がありますので、個別にご相談ください。

Q15 いつ時点の運転士数となりますか？

A15 令和5年3月31日時点の人数となります。

滋賀運輸支局に提出されている「一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書」の運転士数と、カウント方法は同じになります。

【魅力ある職場づくりに向けた取組について】

Q16 魅力ある職場づくりに向けた取組の実施は必須ですか？

A16 補助金を活用いただくための要件となりますので、必ず実施してください。

Q17 どのような取組が必要ですか？

A17 人材確保に向けて実施する労働環境改善の取組を幅広く対象としています。

具体的な取組例については、以下のとおりですが、これら以外の取組も対象となり得ますので、個別に県までご相談ください。

■待遇の改善	運転士賃金制度の見直し、新規採用者への入社祝い金 等
■勤務体系の改善	フレックスタイム制の導入、産休・育児支援制度の充実化、短時間勤務制度の充実、長時間労働の改善、計画的な年休制度の導入、等
■職場環境の改善	女性専用休憩室の整備、新人研修制度の充実化、健康管理体制の充実化、従業員表彰制度の導入、事務のデジタル化 等

Q18 従前から実施している「魅力ある職場づくりに向けた取組」を記載してもいいですか？

A18 従前から実施している取組では、要件を満たさないため、新規で実施する取組が必要です。ただし、従前実施した企画をより効果的になるよう変更した場合や、従前の取組に関連して行う新規の取組等については対象となり得ます。（不明な点がありましたら、個別に県までご相談ください。）

以上